相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大沢郷寺字石持八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田村　千尋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

秋田県秋田市山王六丁目二〇番二二号　相続財産管理人　弁護士　木元　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区北谷津町三一九番地の六、最後の住所千葉市若葉区北谷津町三一九番地六　被相続人　亡　遠藤　英典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号　羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市西川口三丁目一二四六番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目二七番一―六〇八号　被相続人　亡　荻島㐂美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号赤松俊武法律事務所　相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市清原四丁目一番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇七六番地ひのでホーム　被相続人　亡　下川　フキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

事務所東京都東大和市南街四丁目一九番地　五司法書士鈴木加津志事務所　相続財産管理人　鈴木加津志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市山崎町二一三〇番地、最後の住所横浜市緑区長津田町二三三八番地一　特別養護老人ホームみずほ　被相続人　亡　後藤　禎子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

横浜市中区日本大通一一横浜情報文化センター一一階　相続財産管理人　弁護士　渡部　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂元町一丁目一番、最後の住所神奈川県秦野市曽屋一一五五番地　被相続人　亡　若本　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

神奈川県小田原市栄町一丁目一六番三七号　リプロ小田原栄町ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大森　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区下作延六丁目一九〇〇番地一、最後の住所川崎市麻生区百合丘一丁目一七番地サンラフレ百合丘二―六〇五　被相続人　亡　小野美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

川崎市中原区新丸子東三丁目九四六番地　関口組小杉ビル三階　こすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北村　亮典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市材木町一二番地、最後の住所富山県高岡市内免五丁目五番八号　被相続人　亡　山本　晴美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

富山県射水市中野六二五―一　相続財産管理人　弁護士　越後　雅俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市高木中央一丁目二一〇六番地、最後の住所福井県福井市文京六丁目二〇番一五号メゾンヒロ二〇二　被相続人　亡　加戸　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

福井県福井市手寄一丁目二〇―一手寄久我ビル四階弁護士法人福井スカイ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　館　悠平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市志田四六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　安正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号甲府フロントビル九階三枝法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三枝　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市新町二四番、最後の住所東京都江東区永代一丁目三番六―四〇一号　被相続人　亡　向井　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三　相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区小河通三丁目八番地、最後の住所大阪府八尾市北久宝寺一丁目四番七九号ミョーコウパナハイツ第一・二〇三号　被相続人　亡　豊岡　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　真也

第63期決算公告

平成30年1月18日　北海道北見市北一条西二丁目16番地

小西畜肉株式会社

代表取締役　小西　功

貸借対照表の要旨　（平成29年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	235,706	流動負債	35,688
固定資産	112,231	**負債合計**	**35,688**
繰延資産	1,180	株主資本	313,430
		資本金	47,900
		資本剰余金	9,400
		資本準備金	9,400
		利益剰余金	256,430
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	248,430
		（うち当期純利益）	(9,790)
		自己株式	△300
		純資産合計	**313,430**
資産合計	**349,118**	**負債・純資産合計**	**349,118**